

四国地区不動産公正取引協議会 平成30年度事業計画

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

中古住宅市場の活性化をはかるべく、インスペクションを盛り込んだ改正宅地建物取引業法が平成30年4月1日より施行となった。物件の状況を明るみにし、消費者が安心して購入できるよう努めることは、ひいては不動産流通の活性化につながるものと期待している。

また、既存住宅の流通促進に関しては、今年度より国土交通省の告示による「安心R住宅」制度もスタートする。こちらも「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できる環境の整備を目的とするものである。標章利用に関しては、規定が設けられてはいるが、不動産広告の運用を司る立場からも掲載には注意を払っていく必要が出てくることとなるため、登録事業者団体と連携し対応を図っていきたいと考えている。

従来より、厳正な対応が求められている「おとり広告」に関しても、各所属団体と連携を密にし、適正な運用が図られるよう監視を続けるとともに、他の協議会やポータルサイト運営団体の対応を参考に当協議会としても、傘下業者への指導方針を検討して参りたい。

いずれにしても、不動産取引における消費者から寄せられる相談は複雑化しており、その入口となる不動産広告については、ますます厳格化が要求されている。今後も引き続き研修会等を通じ周知啓蒙に努めていきたいと考えているので、更なる所属団体の協力を請うものである。

1. 公正競争規約並びに関連規程の周知と研修

各支部を構成する会員に対して、不動産広告の適正な表示の指導に努める。

2. 賛助会員加入の促進と諸規約の周知

不動産の適正な表示を徹底するためには、広告代理店等の理解と協力が不可欠であることから、引き続き広告代理店等に対し、賛助会員加入の促進を図るとともに、規約等の認識を深め適正な広告の制作に努めるよう指導、助言を行う。

3. 関係官庁並びに関係諸団体との連携

不動産広告の適正化及び取引の公正化を推進するため、消費者庁、公正取引委員会、各県担当課、各地区協議会との緊密な連携を図り円滑な業務の遂行に努める。

4. 相談の実施

消費者、会員業者、広告代理店等から「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に関する照会、相談、苦情等を受け付け、適正な対応に努める。

5. おとり広告の監視ならびに措置の強化

不動産情報サイトや加盟業者のホームページにおいて、契約済み物件等を掲載する「おとり広告」など、契約に違反する広告が増加傾向にあることから、これらの広告に対する監視を強め、規約に違反する加盟業者に対し、積極的に措置を講ずることとする。

また、当協議会が、「おとり広告」や重大な不当表示により措置を講じた加盟業者に対しては、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の「ポータルサイト広告適正化部会」のメンバー等の不動産情報サイト運営会社と協力・連携し、これらが運営するサイトに、最低1か月間の掲載停止の処分を実施する取り組み等の検討を行う。